

11月13日(日) 熊本市長選挙

私たちの声を政治の場に届ける大切な機会です。進んで投票に行きましょう。

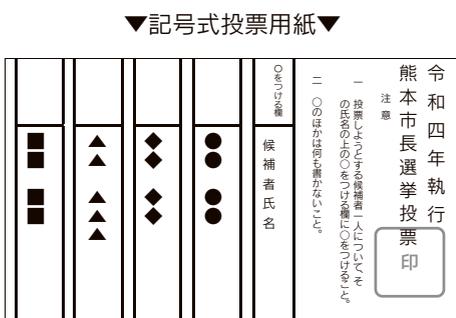
投票できる方(選挙人名簿に記載される次の方) 投票時間/午前7時～午後8時

選挙人名簿登録基準日	令和4年10月29日
年齢	平成16年11月14日までに生まれた方
住所	令和4年7月29日までに転入届出をし、引き続き熊本市に居住している方
市内間転居	令和4年10月7日までに転居届を提出した方は、新住所地で投票 令和4年10月8日以後に転居届を提出した方は、旧住所地で投票
転出	熊本市の選挙人名簿に登録されている方が、市外に転出をした場合は投票できません。

投票できる要件を満たしている方であれば、投票所入場整理券がなくても投票できます。
定められた投票所へ行って、受付に申し出てください。
(投票所が不明な方は区選挙管理委員会へお問い合わせください。)

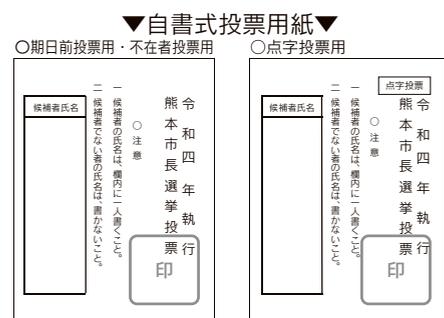
当日投票は記号式となります

候補者氏名の上の欄に備え付けのスタンプで○印をつけてください。
欄外につけたり、○印以外の記号(×や△など)や文字を記入すると無効となります。



期日前投票、不在者投票、点字投票は自書式となります

候補者氏名を投票用紙に記載してください。



期日前投票

投票日当日に仕事などで投票に行けない方は、期日前投票ができます。

- 投票所入場整理券の「期日前投票宣誓書」に記入され、期日前投票所にお持ちください。
- 宣誓書は期日前投票所にも用意しておりますので、投票所入場整理券がなくても投票できます。

①お住まいの区内の期日前投票所は以下を参照ください。

中央区にお住まいの方	東区にお住まいの方	西区にお住まいの方	南区にお住まいの方	北区にお住まいの方
●市役所別館 自転車駐車場8階 ●大江公民館 ●上下水道局別館	●東区役所 ●託麻まちづくりセンター ●秋津まちづくりセンター ●東部まちづくりセンター	●西区役所 ●河内まちづくりセンター ●花園まちづくりセンター	●富合まちづくりセンター (南区役所隣 アスパル富合内) ●幸田まちづくりセンター ●南部まちづくりセンター	●城南まちづくりセンター ●飽田まちづくりセンター ●天明まちづくりセンター ●龍田まちづくりセンター

投票期間	10月31日(月)から11月12日(土)まで	投票時間	午前8時30分から午後8時まで
------	------------------------	------	-----------------

②東区、西区、南区、北区にお住まいの方は、熊本市役所14階ロビーでも投票ができます。

投票期間	11月6日(日)から11月12日(土)まで	投票時間	午前9時00分から午後8時まで
------	-----------------------	------	-----------------

③ゆめタウンはませんで投票ができます。(2日間のみです。)

投票期間	11月5日(土)と11月6日(日)	投票時間	午前10時00分から午後7時まで
------	-------------------	------	------------------

・西区、南区にお住まいの方は、ゆめタウンはません2階、中央区、東区、北区にお住まいの方は、ゆめタウンはません3階が期日前投票所です。

(選挙管理委員会事務局 ☎096-328-2771)

マイナンバーカードを活用した救急業務の実証実験を行います

救急搬送先の医療機関選定には、傷病者の病歴や服薬などの正確な情報が必要となる場合があります。

救急の現場では口頭で聞き取りをしていますが、確認に時間を要するなど、切迫した状況の中で、傷病者やご家族へ負担をかけることもあります。

今回、消防局では総務省消防庁と連携し、同意の得られた方を対象に、マイナンバーカードに登録された健康保険証の医療情報(医療機関で受けた診療情報や薬剤情報、特定検診情報)を活用して、適切な医療機関の選定がスムーズに行えるよう実証実験を行います。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

■実証実験の期間 令和4年10月下旬～12月下旬

■実証実験対象救急隊

中央区:中央救急隊、南熊本救急隊、出水救急隊、西救急隊

東区:東救急隊、託麻救急隊、小山救急隊

・対象救急隊が出場した全ての事案が実証実験の対象のため、対象地域は、中央区および東区に限られません。

■協力をお願い

・マイナンバーカードの所持および健康保険証利用登録が確認でき、本人の同意が得られた場合のみ実施します。

・マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには事前登録が必要です。マイナポータルサイトから登録いただくか、区役所、総合出張所、熊本市マイナンバーカードサテライトに設置している支援端末をご利用ください。

マイナンバーカードを活用することで期待されるメリットの一例



(消防局救急課 ☎096-363-2360)